

ハウステンボスマリーナクラブ会則

〈目的〉

第1条 ハウステンボスマリーナクラブ(以下「本クラブ」という)は、ハウステンボスマリーナの健全な運営と活動を支援すること、ハウステンボスの理念と環境に相応しいクラブ運営を目指し、会員相互の連帯と親睦、クラブ会員の技能の研鑽、健康の増進に資すると共に、健全な海洋スポーツの普及および啓発に努力する。

〈会員〉

第2条 会員は、ハウステンボスマリーナと艇置き契約したオーナーとそのクルーで、本会の趣旨に賛同し、かつ年会費を納入した者とする。また、3名以上のオーナーの推薦により本会の発展に尽力が期待される者も会員とする。

〈会員の権利〉

第3条 会員は、役員選挙権、被選挙権、並びに総会における議決権を有する。

〈事務局の設置〉

第4条 クラブハウス内に、事務局を設置する。

〈退会、除名〉

第5条 会員は、自由に意思表示で退会できる。また著しくシーマンシップを汚した者、会員に相応しくない行動をとる者、組織運営に著しい障害を与えた者は、世話人会の総意により本会より除名することができる。

〈総会〉

第6条 総会は、原則として年一回開催する。また、理事長が必要と認めた場合や、全会員の三分の一以上の要請があった場合は、臨時総会を開くことができる。

第7条 総会は、全会員の二分の一以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第8条 総会における決議は、出席者(委任状を含む)の二分の一以上の賛成による。また、総会決議事項を文書などで、明確に会員の二分の一以上の賛同が得られた場合、総会決定と同等に扱う。

第9条 総会では、次の事項を取り扱う

- 1) ハウステンボスマリーナ支援事業に関すること
- 2) マリーナの管理、運営に関する意見の集約
- 3) 当該年度活動計画、および予算の承認、前年度の決算の報告と承認
- 4) 理事、監事若干名の選任
- 5) その他の必要な事項

〈理事会の構成〉

第10条 理事会に理事長、副理事長、理事、事務局長、幹事若干名を置く。
2. 役員はその任期を2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

〈招集、および職務〉

第11条 理事長は、必要により理事会を招集し、その議長となる。
2. 理事会の決議は、理事二分の一以上が出席し、出席理事の過半数により決し、可否同数の場合は、議長が決定する。(但し、委任状を認める)

〈理事会の決定事項〉

第12条 理事会は、本クラブの運営を円滑にするために、次を決議する。

- 1) ハウステンボスマリーナ支援事業に関すること
- 2) クラブの活動に関する基本的事項
- 3) クラブ運営上、理事会が必要と認める事項

〈会費〉

第13条 年会費1万円とし、会の運営に当てる。マリーナ支援に関しては、その事項ごとに賛成する会員の拠出金を当てる。

〈会務の監査〉

第14条 監事により会務の監査を行う。

【附則】

附則1 本クラブは、第1条の目的を果たすため、次の活動を行う

- 1) ハウステンボスマリーナの支援
- 2) 本クラブに関する各種情報の伝達
- 3) 懇親会、帆走会、釣り大会、クルージングなどの企画、開催
- 4) 安全講習、海洋スポーツの啓発、海外交流
- 5) その他本クラブの目的に合致した活動

附則2 本会則は、平成15年4月1日より施行する。
本会則は、平成23年4月1日に改訂される。